

## 廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

## 1. 事業の概要

改正食品リサイクル法が第166回国会の審議を経て、今年6月13日に交付されたが、衆・参両院において、合わせて16項目に及ぶ附帯決議が同時に可決された。附帯決議の中には、既に事業として取組んでいるもののほか、新たに調査等を必要とする項目も含まれており、これらについて対応するものである。

## 2. 事業計画

## リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業

(平成20年度～)

各地域におけるリサイクルループ形成促進のため、コーディネーター役となる食品関連事業者等を育成、確保するため、ブロック単位でのセミナー開催や事業化検討調査を行う。

## 改正食品リサイクル法の普及・啓発事業(平成19年度～)

改正食品リサイクル法の改正事項を主に、発生抑制の取組みの重要性を消費者を中心に、ポスター等により周知徹底することにより、食品リサイクルにおける発生抑制に対する消費者意識を向上させ、消費者の行動を通じた食品関連事業者の発生抑制を中心とした取組を高める。

## 優良事業者等の表彰制度(平成19年度～)

食品リサイクルの先進的な取組を行っている食品関連事業者や地域における商店街等の優良な取組を表彰し、これら優良事例を普及することにより、食品関連事業者や消費者を取り込んだ地域の取組の底上げを図る。

## 食品リサイクル法に係る施行状況調査(平成19年度～)

食品関連事業者の再生利用等の実態を調査するとともに、食品リサイクル法の効果等を把握するための実態調査を行う。

## 3. 施策の効果

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進が期待できる。

食品リサイクルに関わる食品関連事業者、リサイクル業者、農畜水産業者の異業種間の連携を支援することにより、法改正で新たに取入れたリサイクルループ形成の促進が図れる。

#### 4. 備考

食品リサイクル推進事業費 30,182千円

(目) 職員旅費

(目) 環境保全調査費 (民間事業者に対する請負事業により実施予定)

| (内訳)                               | 千円       | 千円     |
|------------------------------------|----------|--------|
| リサイクルループ形成促進のための異業種間連携<br>推進事業     | 11,711 ( | 0)     |
| 改正食品リサイクル法の普及・啓発事業                 | 4,246 (  | 8,491) |
| 優良事業者等の表彰制度の創設                     | 5,132 (  | 5,132) |
| 食品リサイクル法に係る施行状況調査                  | 5,498 (  | 5,498) |
| 食品廃棄物等多量発生事業者定期報告<br>システム構築費 (分担金) | 3,595 (  | 0)     |

# 【食品リサイクル推進事業費】

【リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業】

【改正食品リサイクル法の普及・啓発事業】

【優良事業者等の表彰制度】

【食品リサイクル法に係る施行状況調査】

・食品リサイクルは、食品関連事業者、リサイクル事業者、耕種農家、畜産農家等が共同して食品循環資源の再生利用に関わることが重要

【今回の改正で、リサイクルループが制度化】

・今般、新たな基本方針において、平成24年度までの再生利用等実施率の目標を定めたところ  
・食品排出事業者に影響を及ぼす消費者の意識向上が重要

【今回の改正で、取組の重点を発生抑制へ移行】

・食品リサイクルの推進にはリサイクル製品の需要確保が大事  
・食品廃棄物を原料利用することから、品質・安全性の確保も必要

【事業者の取組みを適正に評価するしくみが必要】

・食品関連事業者の再生利用等の実態を調査  
・改正食品リサイクル法の効果等を把握 発生抑制、減量、再生利用の目標の達成状況等

経年調査として実施

コーディネータ役となる食品関連事業者等の育成と、異業種の事業者同士の結びつけを図ることが必要

セミナーの開催、専門家チーム派遣、事業化検討調査の実施

発生抑制の取組を重点と位置づけ、発生抑制に対する消費者の意識向上を図る

【ポスター、リーフレット等により重要性を周知徹底】

食品リサイクルの先進的な取組を行っている食品関連事業者や地域における商店街等を優良な取組として表彰

【事例集の作成、発表会の開催】



ブロック単位で地域のモデルとなるリサイクルループを形成させる

消費者の行動を通じ、食品関連事業者の発生抑制に対する取組を向上させる

食品関連事業者や消費者を取り込んだ地域の取組の底上げを図る

基本方針の改定、次期法改正等に反映